

神戸のまちづくりの経験・知見と技術をアジアの国々へ (3)

*** 神戸市、緬国建設省「都市計画法・施行規則」策定支援に参画(報告) ***

ミャンマー(緬甸)国は 2008 年に新憲法を制定し、軍政から民主化や地方分権を進める一方、持続可能な成長を支える国づくり・人づくりに向けた法制度の整備を急いでいます。

特に、急速な都市化・膨張を続ける商都ヤンゴン市(人口 520 万人)や古都マンダレー市(同 123 万人)などのまちづくりを促進・管理する「都市計画法及び施行規則」などの法制化は喫緊の課題とされ、適正な土地利用、交通混在の解消及び歴史的・文化的景観や伝統建造物の保全、さらには自然との共生や防災面に配慮した安全・安心のまち、持続可能な成長のまちづくりが求められています。

しかし、民主化の日浅く、経験・人材ともに不足する緬国であり、日本の国土交通省は同法・同規則の策定に取り組む緬国建設省の支援に取り組んできました。今年 7 月に同省は、緬国建設省による同法原案の国会上程に向けた協議・調整及び同法に続く施行規則の策定に向け、日本の具体的な経験・知見と技術を共有・支援するため、有識者、同省職員及び自治体職員から成るプロフェッショナルチームを編成し、8 月下旬に首都ネピドーの建設省へ派遣しました。

一方、同省から協力要請を受けた神戸市は、既にヤンゴン市開発委員会における日本の「国土形成計画法と地域計画」や「都市計画法と都市計画システム」などの講演等活動実績をもつ一般財団法人神戸すまいまちづくり公社の国際都市開発専門家を派遣しました。

建設省における 3 日間のプロフェッショナル・ミーティングでは、密度が濃く、レベルの高い議論が行われ、人間居住・住宅局長も中座はあったものの 3 日間出席された。神戸市からは現地事情に則した新規開発のニュータウン／環境都市と小規模宅地が機能混在した既成市街地の都市計画及び開発手法、及び開発行為の許可手続きの流れなどが紹介され、具体的な質問が集中しました。

今秋、一日も早く法案が国会を通過し、施行されるとともに、関連施行規則が策定され、地方自治体の都市計画及び都市開発管理の指針が示されることをお祈りします。

【プロフェッショナル・ミーティングの開催概要】

- (1) 日 程：平成 27 年 8 月 26 日(水) ～ 27 日(金)
- (2) 会 場：ミャンマー国 建設省 会議室
- (3) 主 催：日本国 国土交通省 MLIT & ミャンマー国 建設省 MOC
- (4) 出席・参加者：約 30 名

〔日本国側(敬称略)〕

国土交通省 都市局 国際室長 福永真一

一般財団法人 建設経済研究所 研究理事 小林浩史

一般財団法人 神戸すまいまちづくり公社 専門員 濱田圭吾

国土交通省 住宅局 大臣官房付 岡崎敦夫
一般財団法人 建設経済研究所 研究員 中尾忠頼
在ミャンマー国日本国大使館 書記官 渡部正一
JICA 独立行政法人 国際協力機構 ヤンゴン都市開発委員会アドバイザー 鈴木正彦
ミャンマー事務所 荒木 裕
国土交通省コンサルタント 平野邦臣、佐藤秀樹、酒井由紀子

〔ミャンマー国側〕

建設省 人間居住・住宅開発局 局長 Mr. Min Htein
副局長 Mr. Thein Zaw
都市・地域開発課長 Ms. Aye Aye Myint
都市施設計画・開発課長 Ms. San San Aye
建築課長 Ms. Hlaing Maw Oo 他
建設省アドバイザー ヤンゴン工科大学 客員教授(元建設省局長) Mr. Win Myint
ヤンゴン工科大学 客員教授 Mr. Than Moe
建設省アドバイザー Mr. Myint Swe

(5) プロフェッショナル・ミーティング実施状況

日 時		内 容
8 月 26 日 (水)	午前	ミャンマー国建設省 表敬訪問
	午後	セッション 1: 都市計画の策定方法
8 月 27 日 (木)	午前	セッション 2: 土地利用ゾーニング(用途地域)の規制と誘導
	午後	セッション 3: 開発行為の許可システム
8 月 28 日 (金)	午前	セッション 4: 都市計画／都市開発関連法
	午後	最終セッション: まとめ

(6) 主要論点及び所感

- 国土計画レベルにおいて、都市マスタープラン(ビジョン、土地利用等)や将来の推計人口を支える上水供給能力及び産業構造のあり方などを方向づけていく必要があると考えられます。
- 東南アジアの主要都市では、日本と同じくこの都市もゾーニング(用途地域)において機能の純化とミックス・ユース(混在)の課題に向き合っている。手法として、西洋式か日本式かと選択よりも、旧市街地では既存のまち適合するため、ミックス・ユースを認め、面的な再開発事業などを導入する。一方、新規のニュータウン計画等では土地利用を明確にし、都市環境を創造していくべきと考えます。
- 都市計画は土地利用に目が向きますが、将来の交通混雑や都市環境の悪化を回避するため、道路等の都市施設(都市インフラ)も明確化し、一体的に定めていく必要があります。
- 開発ガイドラインについては、規則として定められれば、事業者／投資家等との情報共有が重要であり、その開発許可手順と基準を明確にしなければなりません。
- 建設省職員の技術能力の向上に向けた日本の支援には感謝しているが、今後のより大きな課題である地方自治体の都市計画にかかる行政能力の向上にも協力・支援をお願いしたい。

【プロフェッショナル・ミーティング風景】



建設省表敬訪問（建設省本館）



ニュータウンと既成の旧市街地域の計画／開発手法の差異に認識を深めた（神戸の事例）。



Min Htein 局長（中央）も3日間ほとんどのセッションに参加された。



3日目、ファイナルセッションの終了
（人間居住・住宅開発局長と都市局国際室長）



日本式のゾーニングと建てられない建物（規制と誘導）については議論が深まった。



持続可能な都市成長に向け、継続的な技術交流・支援を確認しながら予定項目を完了した。

【伝統建造物の保護／都市景観の創造】



ヤンゴン旧市街地に点在する伝統建造物のひとつである旧植民地時代の旧ビルマ省庁舎



1947年7月19日、ビルマ建国の父アウン・サン将軍は旧ビルマ省庁舎にて暗殺された。



旧政府報道事務所



都心に立地するラングーン中央駅は周辺地域を含み再開発計画が検討されている。



ラングーン中央郵便局（旧ブロッツ貿易商社）



英国大使館（旧グラハム海運保険会社）

以上